

電子郵便約款

日本郵便株式会社

電子郵便約款

実施 2012年10月1日
最近改正 2019年10月1日

【目次】

第1章 総則（第1条—第4条）	2
第2章 ファクシミリ送信型電子郵便（第5条—第21条）	3
第3章 コンピュータ発信型電子郵便（第22条—第33条）	12
第4章 電子内容証明郵便（第34条—第43条）	19
第5章 削除（第44条—第50条）	24
第6章 雑則（第51条）	26
料金表	27
通則	27
第1表 ファクシミリ送信型電子郵便に関する料金	28
第2表 コンピュータ発信型電子郵便に関する料金	35
第3表 電子内容証明郵便に関する料金	40
別記	43
1 封筒型電子郵便あて名用紙、封筒型電子郵便用紙、台紙型電子郵便あて名用紙及び台紙型電子郵便用紙の規格及び様式	43
2 料金受取人払の取扱いをするファクシミリ送信型電子郵便物に使用するあて名用紙	47
3 コンピュータ発信型電子郵便の送信を行わない地域	48
4 コンピュータ発信型電子郵便物に同封することができる印刷物その他の紙片の規格及び様式	49
5 私製の通信文用紙及びコンピュータ発信型電子郵便封筒の規格及び様式	50
6 コンピュータ発信型電子郵便物及び電子内容証明郵便物の差出事業所	55
7 コンピュータ発信型電子郵便物の表示	56
8 電子内容証明郵便物の内容である通信文、あて名等の記録に使用できる仮名等	57
附則	59

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 日本郵便株式会社（以下「当社」といいます。）は、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」といいます。）第67条及び第68条の規定に基づき定めるこの電子郵便約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）により、電子郵便の役務を提供します。

2 この約款に定めのない事項については、内国郵便約款、法令又は一般の慣習によります。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款において使用する用語は、法及び法に基づく総務省令並びに内国郵便約款において使用する用語の例によるほか、次の用語についてはそれぞれ次の意味で使用します。

区 別	意 味
1 電子情報処理組織	当社の使用に係る電子計算機（入出力装置を含みます。以下同じとします。）と差出人の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織
2 電磁的方法	電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法

(電子郵便の定義)

第4条 電子郵便は、次条（取扱内容）、第22条（取扱内容）及び第34条（取扱内容）の規定により郵便物を送達する特殊取扱とし、次の区別により取り扱います。

- (1) ファクシミリ送信型電子郵便
- (2) コンピュータ発信型電子郵便
- (3) 電子内容証明郵便

第2章 ファクシミリ送信型電子郵便

(取扱内容)

第5条 ファクシミリ送信型電子郵便の取扱いは、事業所において、次により、これをします。

(1) (2)に掲げるもの以外のもの

ア ファクシミリ送信型電子郵便とする郵便物（以下「ファクシミリ送信型電子郵便物」といいます。）を引き受けたときは、速やかにファクシミリ送受信装置（以下単に「送受信装置」といいます。）による送信並びに電子計算機による通信文又は図画等の読取り及び送信を行うこと。ただし、送受信装置が設置されていない事業所においてファクシミリ送信型電子郵便物を引き受けたときは、最も速やかな運送便により遅滞なく送受信装置が設置されている事業所に運送し、速やかに送受信装置による送信並びに電子計算機による通信文又は図画等の読取り及び送信を行うこと。

イ 通信文又は図画等を受信した後、次により送達すること。

(ア) 第7条（作成方法）第1項(1)ア及びイの規定により封筒型電子郵便あて名用紙及び封筒型電子郵便用紙を使用して作成されたもの

電子計算機により、封筒型電子郵便通信文用紙に黒色のみで通信文又は図画等を印字し、又は記載し、その通信文用紙を電子郵便封筒に納め、速達郵便物の例によること。

(イ) 第7条（作成方法）第1項(1)ア及びイの規定により台紙型電子郵便あて名用紙及び台紙型電子郵便用紙を使用して作成されたもの

電子計算機により、台紙型電子郵便通信文用紙に黒色のみで通信文又は図画等を印字し、又は記載し、その通信文用紙を電子郵便台紙に納め、速達郵便物の例によること。

(2) 第8条（差出方法等）第9項の規定により差し出されるもの

ア ファクシミリ送信型電子郵便物を引き受けたときは、電子計算機による通信文又は図画等の読取り及び送信を行うこと。

イ 通信文又は図画等を受信した後、次により送達すること。

(ア) 第7条（作成方法）第1項(2)ウの規定により封筒型電子郵便通信文用紙を指定して作成されたもの

電子計算機により、封筒型電子郵便通信文用紙に黒色のみ又は白色以外の色（その色が黒色のみである場合を除きます。以下同じとします。）で通信文又は図画等を印字し、又は記載し、その通信文用紙を電子郵便封筒に納め、速達郵便物の例によること。

(イ) 第7条（作成方法）第1項(2)ウの規定により台紙型電子郵便通信文用紙を指定して作成されたもの

電子計算機により、台紙型電子郵便通信文用紙に黒色のみ又は白色以外の色で通信文又は図画等を印字し、又は記載し、その通信文用紙を電子郵便台紙に納め、速達郵便物の例によること。

2 前項(1)イ及び(2)イの封筒型電子郵便通信文用紙及び台紙型電子郵便通信文用紙は、当社が別に定める大きさのものとし、その枚数は当社が別に定める枚数以内とします。

(注1) 第2項の当社が別に定める大きさは、次のとおりとします。

通信文用紙の種類	大きさ
1 封筒型電子郵便通信文用紙	日本工業規格A 4
2 台紙型電子郵便通信文用紙	日本工業規格A 5

(注2) 第2項の当社が別に定める枚数は、5枚とします。

(対象郵便物)

第6条 ファクシミリ送信型電子郵便の取扱いは、次条（作成方法）の規定により作成された文書又は通信文等を含む第一種郵便物につき、これをします。

2 ファクシミリ送信型電子郵便物は、これを他の特殊取扱とすることができません。

(作成方法)

第7条 ファクシミリ送信型電子郵便物は、次の区別に従い、それぞれ次により作成していただきます。

(1) (2)に掲げるもの以外のもの

ア あて名は、封筒型電子郵便あて名用紙又は台紙型電子郵便あて名用紙（以下「あて名用紙」と総称します。）の所定の欄に記載すること。

イ 内容文書は、封筒型電子郵便あて名用紙を使用する場合にあっては封筒型電子郵便用紙、台紙型電子郵便あて名用紙を使用する場合にあっては台紙型電子郵便用紙を使用して作成すること。

ウ 封筒型電子郵便あて名用紙、台紙型電子郵便あて名用紙、封筒型電子郵便用紙及び台紙型電子郵便用紙は、当社が別に定める規格及び様式により作成すること。

(2) 次条（差出方法等）第9項の規定により差し出されるもの

ア 内容である通信文、図画、あて名等を次条（差出方法等）第1項の事業所が指示するところにより記録すること。

イ アの記録（図画の記録を除きます。）は、仮名、漢字、数字、英字及び括弧、句点その他一般に記号として使用されるものにより行うこと。

ウ アの事業所が指示するところにより封筒型電子郵便通信文用紙又は台紙型電子郵便通信文用紙のいずれかを指定すること。

エ アの記録は、同アの事業所が指示するデータの容量の範囲内において行うこと。

2 あて名のみが異なる2通以上のファクシミリ送信型電子郵便物を作成するときは、内容文書又は内容である通信文等については、1通分を作成することで足りります。

(注) 第1項(1)ウの当社が別に定める規格及び様式は、別記1のとおりとします。

(差出方法等)

第8条 ファクシミリ送信型電子郵便物（前条（作成方法）第1項(1)の規定により作成されたものに限ります。

以下次項から第8項までにおいて同じとします。）は、同条第1項(1)の規定により作成したあて名用紙及び内容文書を封筒に、郵便物の受取人ごと（同条第2項の規定により作成した文書を内容とするもの）にあっては、1枚の封筒）に納め、事業所に差し出し、又は郵便差出箱に差し入れていただきます。ただし、送受信装置が設置されている事業所に差し出す場合は、封筒に納めることを要しません。

2 ファクシミリ送信型電子郵便物は、事業所が必要と認めたときは、その事業所の指定するところにより、郵便業務従事者に差し出すことができます。

3 ファクシミリ送信型電子郵便物は、第1項の規定によるほか、差出人の設置する送受信装置からの送信により、送受信装置が設置されている事業所であって当社が別に定めるものに差し出すことができます。

4 前項の規定により送受信装置からの送信によりファクシミリ送信型電子郵便物を差し出そうとする者は、当社が別に定めるところにより、送受信装置が設置されている事業所であって当社が別に定めるものの承認を受けていただきます。この場合において、承認は、当社が別に定める条件を満たしている場合に、これをします。

5 第3項の規定により送受信装置からの送信によりファクシミリ送信型電子郵便物を差し出そうとする者が、前項の承認及び次条（料金の支払方法）第5項後段に規定する料金後納の承認を受けようとする場合は、当社が別に定めるところにより、その請求をしていただきます。

6 ファクシミリ送信型電子郵便物は、第1項及び第3項の規定によるほか、送受信装置が設置されている事業所であって当社が別に定めるものに、その事業所の指示するところにより、電話を利用して差し出すことができます。

7 前項の規定によりファクシミリ送信型電子郵便物を差し出そうとする者は、当社が別に定めるところにより、送受信装置が設置されている事業所であって当社が別に定めるものの承認を受けていただきます。この場合において、承認は、当社が別に定める条件を満たしている場合に、これをします。

8 第6項の規定によりファクシミリ送信型電子郵便物を差し出そうとする者が、前項の承認及び次条（料金の支払方法）第5項後段の規定による料金後納の承認を受けようとする場合は、当社が別に定めるところにより、その請求をしていただきます。

9 ファクシミリ送信型電子郵便物（前条（作成方法）第1項(1)の規定により作成されたものを除きます。以下次項から第16項までにおいて同じとします。）は、当社が別に定めるところにより電子情報処理組織を使用して、当社が別に定める事業所に差し出していただきます。

10 前項の規定によりファクシミリ送信型電子郵便物を差し出そうとする者（以下この章において「利用者」といいます。）であって次条（料金の支払方法等）第7項の規定に基づき料金後納とするものは、当社が別

に定めるところにより差出事業所に電子情報処理組織を使用して申出をし、その承認を受けていただきます。この場合において、その利用者は差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入力装置から入力していただきます。

- 1 1 次条（料金の支払方法等）第9項の規定に基づき内国郵便約款第64条（クレジットカード払等）の規定によりファクシミリ送信型電子郵便物の料金及び電子郵便料を支払おうとする利用者は、当社が別に定めるところにより差出事業所に電子情報処理組織を使用して申出をし、その承認を受けていただきます。この場合において、その利用者は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入力装置から入力していただきます。
- 1 2 前2項の承認は、それぞれ次に定める場合にこれをするものとし、それぞれの承認をしたときは、電子情報処理組織を使用してそれぞれの利用者にその旨を通知します。この場合において、差出事業所は、電子情報処理組織を使用して利用者にその差出事業所が指定する記号番号（以下この章において「利用者記号番号」といいます。）を通知します。

区 別	承認する場合
(1) 第10項の承認	差出事業所が次条（料金の支払方法等）第7項に規定する料金後納の承認（後納郵便物の差出方法について承認を要する場合は、その承認を含みます。第15項及び第11条（料金の支払方法に関する事項の変更承認）第2項において同じとします。）を受けた者であることを確認した場合
(2) 第11項の承認	内国郵便約款第64条（クレジットカード払等）の料金の支払について、その支払義務者から委託を受けた者（以下「指定会社等」といいます。）が利用者から委託を受けた旨を差出事業所に通知した場合

- 1 3 第24条（差出方法等）第4項又は第5項の承認を受けた利用者は、それぞれ第10項又は第11項の承認を受けたものとみなします。
- 1 4 第10項若しくは第11項の承認を受け、又は前項の規定によりこれらの承認を受けたものとみなされたファクシミリ送信型電子郵便物の差出人は、差出しの際、当社が別に定めるところにより、電子情報処理組織を使用して差出事業所に当社が別に定める事項を通知していただきます。この場合において、その差出人は、差出事業所の指示に従い、その事項を入力装置から入力していただきます。
- 1 5 差出事業所は、次に定める差出人について、それぞれ次に定める場合には、ファクシミリ送信型電子郵便物を引き受けないものとし、電子情報処理組織を使用してその差出人にその旨を通知します。

区 別	引き受けない場合
(1) 第10項の承認を受けた差出人（第13項の規定により第10項の承認を受けたものとみなされたものを含みます。）	差出事業所が次条（料金の支払方法等）第7項に規定する料金後納の承認を受けていることを確認できない場合
(2) 第11項の承認を受けた差出人（第13項の規定により第11項の承認を受けたものとみなされたものを含みます。）	指定会社等から、差出人からの委託を受けない旨又は前項の通知に係るファクシミリ送信型電子郵便物の料金及び電子郵便料について内国郵便約款第64条（クレジットカード払等）の規定に基づくその料金の支払若しくはその料金に係る金銭債権の買取代金の支払をしない旨を通知された場合

- 1 6 差出事業所は、ファクシミリ送信型電子郵便物を引き受けたときは、電子情報処理組織を使用して差出人にその旨を通知します。
- 1 7 ファクシミリ送信型電子郵便物（第1項ただし書、第3項、第6項又は第9項の規定により差し出すものを除きます。）には、その表面の見やすい所にファクシミリ送信型電子郵便とする旨を朱記していただきます。

（注1） 第3項、第4項、第6項及び第7項の当社が別に定めるものは、支社が指定した事業所とします。

- (注2) 第4項の当社が別に定めるところは、あらかじめ当社所定の書面を提出していただくこととします。
- (注3) 第4項の当社が別に定める条件は、次のとおりとします。
- 1 ファクシミリグループ三型の送受信装置又はファクシミリグループ四型の送受信装置（ファクシミリグループ三型の送受信装置と通信ができるものに限ります。）を設置しており、かつ、事業所の送受信装置に対して良好に送信できる者であること。
 - 2 自己の設置するファクシミリ送受信装置を用いてファクシミリ送信型電子郵便物を差し出すため（注1）の書面を提出する事業所の料金後納の承認を受けていること。
- (注4) 第5項の当社が別に定めるところは、あらかじめ当社所定の書面を第4項の事業所に提出していただくこととします。
- (注5) 第7項の当社が別に定めるところは、あらかじめ当社所定の書面にあて名用紙（差出人の氏名及び住所又は居所を記載したものに限ります。）及び前条（作成方法）の規定により作成した内容文書を添えて同項の事業所に提出していただくこととします。
- (注6) 第7項の当社が別に定める条件は、同項の事業所の料金後納の承認を受けていることとします。
- (注7) 第8項の当社が別に定めるところは、あらかじめ当社所定の書面を第7項の事業所に提出していただくこととします。
- (注8) 第9項、第11項及び第14項の当社が別に定めるところは、インターネットを介して、差出事業所の電子計算機へ「<https://webyubin.jp.post.japanpost.jp/webyubin/>」のあて先で接続し、その電子計算機へ送信していただくこととします。
- (注9) 第9項の当社が別に定める事業所は、新東京郵便局とします。
- (注10) 第10項の当社が別に定めるところは、料金後納の承認（他局差出承認を要する場合は、その承認を含みます。）を受けた後に、インターネットを介して、差出事業所の電子計算機へ「<https://webyubin.jp.post.japanpost.jp/webyubin/>」のあて先で接続し、その電子計算機へ送信していただくこととします。
- (注11) 第10項の当社が別に定める事項は、次のとおりとします。
- 1 利用者の氏名及び住所又は居所並びに電子メールアドレス
 - 2 照合記号番号（差出事業所が指示する方法に従って利用者が自由に設定した記号又は番号をいいます。以下この章において同じとします。）
 - 3 連絡先
 - 4 内国郵便約款第49条（料金後納）第1項に規定する承認に際し当社が指定した番号
 - 5 その他差出事業所が指示する事項
- (注12) 第11項の当社が別に定める事項は、次のとおりとします。
- 1 （注11）の1から3までに規定する事項
 - 2 利用するクレジットカードに記載されている事項（有効期限その他差出事業所が指示するものに限ります。）
 - 3 ファクシミリ送信型電子郵便物の料金及び電子郵便料に関する支払請求書については、指定会社等に送付することを依頼する旨
 - 4 その他差出事業所が指示する事項
- (注13) 第14項の当社が別に定める事項は、次のとおりとします。
- 1 照合記号番号及び利用者記号番号
 - 2 色の区別
 - 3 合計料金
 - 4 その他差出事業所が指示する事項

（料金の支払方法等）

- 第9条 前条（差出方法等）第1項ただし書の規定により差し出す郵便物は、料金別納又は料金後納としていただきます。この場合において、その郵便物については、内国郵便約款第48条（別納料金の支払方法等）第3項及び第4項並びに第53条（後納郵便物の差出方法）第2項及び第3項の規定は適用しません。
- 2 前条（差出方法等）第1項の規定により差し出す郵便物で料金別納とするものは、内国郵便約款第48条（別納料金の支払方法等）第2項の規定により別納郵便物を差し出すことができる事業所のほか、送受信装置が設置されている事業所にこれを差し出すことができます。

- 3 前条（差出方法等）第1項又は第2項の規定により差し出す郵便物は、内国郵便約款第47条（料金別納）第1項の規定にかかわらず、1通から料金別納とすることができます。
- 4 前条（差出方法等）第1項の規定により差し出す郵便物は、内国郵便約款第49条（料金後納）第1項の事業所の承認を受けて料金後納とすることができます。
- 5 前条（差出方法等）第3項又は第6項の規定により差し出す郵便物は、料金後納としていただきます。この場合において、毎月の差出通数が後納郵便物の差出条件として当社が別に定める通数未満の場合であっても、前条（差出方法等）第3項の規定により差し出す郵便物については同条第4項の事業所の、同条第6項の規定により差し出す郵便物については同条第7項の事業所の承認を受けて料金後納とすることができるものとし、その郵便物については、内国郵便約款第53条（後納郵便物の差出方法）第1項及び第2項の規定は適用しません。
- 6 前項の規定により料金後納とする郵便物（前条（差出方法等）第3項の規定により差し出すものに限り。）は、当社が別に定めるところにより差し出していただきます。
- 7 前条（差出方法等）第9項の規定により差し出す郵便物は、料金後納としていただきます。この場合において、内国郵便約款第53条（後納郵便物の差出方法）第1項及び第2項の規定は適用しません。
- 8 前項の規定により料金後納とする郵便物は、当社が別に定めるところにより差し出していただきます。
- 9 前条（差出方法等）第9項の規定により差し出す郵便物の料金及び電子郵便料は、第7項の規定にかかわらず、内国郵便約款第64条（クレジットカード払等）に規定するところにより、差出人が指定会社等に委託し、支払うことができます。
- 10 前項の規定により、ファクシミリ送信型電子郵便物の料金及び電子郵便料を支払う場合にあっては、料金別納としていただきます。この場合においては、内国郵便約款第3章第2節第2款（料金別納）の規定（第48条（別納料金の支払方法等）第4項を除きます。）は適用しません。
- 11 指定会社等が、第9項の郵便物の料金及び電子郵便料又はそれらの料金に係る金銭債権の買取代金を当社の指示に従い当社の指定する預金口座への振込の方法により支払ったときは、それらの料金は、内国郵便約款第64条（クレジットカード払等）の規定に基づき支払われたものとみなします。
- 12 指定会社等が第9項の郵便物の料金及び電子郵便料又はそれらの料金に係る金銭債権の買取代金を前項の規定により支払わない場合にあっては、その郵便物の差出人は、当社の指示に従いその料金を支払っていただきます。

(注1) 第5項の当社が別に定める通数は、50通（当社が提供する郵便以外の送達業務に係る差出個数を含みます。）とします。

(注2) 第6項の当社が別に定めるところは、当社所定の書面を添えて差し出していただくこととします。

(注3) 第8項の当社が別に定めるところは、内国郵便約款第53条（後納郵便物の差出方法）の（注1）の3の(1)及び4から13までに定めるところによります。

（承認請求に係る申出内容の変更届）

第10条 第8条（差出方法等）第4項又は第7項の承認を受けた者は、その承認請求の際に申し出た内容を変更するときは、当社が別に定めるところにより、届出をしていただきます。

- 2 第8条（差出方法等）第10項又は第11項の承認を受けた利用者は、これらの規定に規定する事項（当社が別に定めるものを除きます。）を変更するときは、当社が別に定めるところにより差出事業所に電子情報処理組織を使用して届出をしていただきます。この場合において、その利用者は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入力装置から入力していただきます。

(注1) 第1項の当社が別に定めるところは、直ちに当社所定の書面を第8条（差出方法等）第4項又は第7項の事業所に提出していただくこととします。

(注2) 第2項の当社が別に定めるものは、次のとおりとします。

- 1 内国郵便約款第49条（料金後納）第1項に規定する承認に際し当社が指定した番号
- 2 クレジットカードに記載されている事項（有効期限を除きます。）
- 3 ファクシミリ送信型電子郵便物の料金及び電子郵便料に関する支払請求書については、指定会社等に送付することを依頼する旨

(注3) 第2項の当社が別に定めるところは、インターネットを介して、差出事業所の電子計算機へ

「<https://webyubin.jpi.post.japanpost.jp/webyubin/>」のあて先で接続し、その電子計算機へ送信していただくこととします。

(注4) 第2項の当社が別に定める事項は、次のとおりとします。

- 1 氏名及び住所又は居所
- 2 照合記号番号及び利用者記号番号
- 3 変更年月日
- 4 変更の内容

(料金の支払方法に関する事項の変更承認)

第11条 第8条(差出方法等)第10項又は第11項の承認を受けた利用者は、その承認に係る料金の支払方法に関する事項(当社が別に定めるものに限ります。)を変更するときは、当社が別に定めるところにより差出事業所に電子情報処理組織を使用して申出をし、その承認(以下この条において「変更承認」といいます。)を受けていただきます。この場合において、その利用者は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入力装置から入力していただきます。

2 変更承認は、次に定める事項についてそれぞれ次に定める場合にこれをするものとし、それぞれの変更承認をしたときは、電子情報処理組織を使用してその利用者にもその旨を通知します。

区 別	変更承認をする場合
1 第8条(差出方法等)第10項の承認に係る料金後納に関する事項	差出事業所が第9条(料金の支払方法等)第7項に規定する料金後納の承認を受けた者であることを確認した場合
2 第8条(差出方法等)第11項の承認に係る内国郵便約款第64条(クレジットカード払等)の規定による料金の支払に関する事項	内国郵便約款第64条(クレジットカード払等)の料金の支払について、指定会社等が利用者から委託を受けた旨を差出事業所に通知した場合

(注1) 第1項の当社が別に定めるものは、次のとおりとします。

- 1 内国郵便約款第49条(料金後納)第1項に規定する承認に際し当社が指定した番号
- 2 クレジットカードに記載されている事項(有効期限を除きます。)

(注2) 第1項の当社が別に定めるところは、インターネットを介して、差出事業所の電子計算機へ「<https://webyubin.jpi.post.japanpost.jp/webyubin/>」のあて先で接続し、その電子計算機へ送信していただくこととします。

(注3) 第1項の当社が別に定める事項は、次のとおりとします。

- 1 氏名及び住所又は居所
- 2 照合記号番号及び利用者記号番号
- 3 変更年月日
- 4 変更の内容

(みなし承認利用者の承認に係る変更)

第12条 第8条(差出方法等)第13項の規定により同条第10項又は第11項の承認を受けたものとみなされた利用者(以下この章において「みなし承認利用者」といいます。)が、第26条(承認請求に係る申出内容の変更届)の規定による届出をした場合は、その届出に係る事項について第10条(承認請求に係る申出内容の変更届)第2項の規定による届出がなされたものとみなします。

2 みなし承認利用者が、第27条(料金の支払方法に関する事項の変更承認)第1項の承認を受けた場合は、その承認に係る事項について、前条(料金の支払方法に関する事項の変更承認)第1項の承認を受けたものとみなします。

(差出廃止届)

第13条 第8条(差出方法等)第4項又は第7項の承認を受けた者は、同条第3項又は第6項の規定によりファクシミリ送信型電子郵便物を差し出す必要がなくなったときは、当社が別に定めるところにより、届出をし

ていただきます。この場合において、その承認を行った事業所は、ファクシミリ送信型電子郵便物の差出しに係る料金後納の承認を取り消します。

- 2 第8条（差出方法等）第10項若しくは第11項の承認を受けた利用者又はみなし承認利用者は、同条第9項の規定によりファクシミリ送信型電子郵便物を差し出す必要がなくなったときは、当社が別に定めるところにより電子情報処理組織を使用して届出をしていただきます。この場合において、その届出をする利用者は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入力していただきます。

（注1） 第1項の当社が別に定めるところは、直ちに当社所定の書面を第8条（差出方法等）第4項又は第7項の事業所に提出していただくこととします。

（注2） 第2項の当社が別に定めるところは、インターネットを介して、差出事業所の電子計算機へ「<https://webyubin.jpi.post.japanpost.jp/webyubin/>」のあて先で接続し、その電子計算機へ送信していただくこととします。

（注3） 第2項の当社が別に定める事項は、次のとおりとします。

- 1 氏名及び住所又は居所
- 2 照合記号番号及び利用者記号番号
- 3 差出しを廃止する年月日

（電子情報処理組織による申出等の到達の時点）

第14条 第8条（差出方法等）第10項又は第11項の規定によりされた申出、同条第14項の規定によりされた通知並びに第10条（承認請求に係る申出内容の変更届）第2項の規定によりされた届出、第11条（料金の支払方法に関する事項の変更承認）第1項の規定によりされた申出及び前条（差出廃止届）第2項の規定によりされた届出は、差出事業所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに差出事業所に到達したものとみなします。

（引受けの停止）

第15条 第8条（差出方法等）第4項又は第7項の承認を受けた者が、内国郵便約款第49条（料金後納）第3項の規定により料金後納の取扱いの停止を受けたときは、その停止を受けている間、その承認を行った事業所は、第8条（差出方法等）第3項又は第6項の規定によるファクシミリ送信型電子郵便物の引受けを停止します。

- 2 第8条（差出方法等）第10項の承認を受けた利用者又は同項の承認に係るみなし承認利用者が、次のいずれかに該当するときは、差出事業所は、同条第9項の規定によるファクシミリ送信型電子郵便物の引受けを停止します。

- (1) 内国郵便約款第49条（料金後納）第3項の規定により料金後納の取扱いの停止を受けた場合
- (2) 第10条（承認請求に係る申出内容の変更届）の規定による届出をしなかった場合

- 3 第8条（差出方法等）第11項の承認を受けた利用者又は同項の承認に係るみなし承認利用者が、次のいずれかに該当するときは、差出事業所は、同条第9項の規定によるファクシミリ送信型電子郵便物の引受けを停止します。

- (1) 指定会社等が第9条（料金の支払方法等）第11項の規定による支払をしなかった場合
- (2) 前項(2)に規定する場合

（承認の取消し）

第16条 第8条（差出方法等）第4項又は第7項の承認を受けた者が、同条第4項又は第7項の条件を満たさなくなったときは、その承認を行った事業所は、その承認を取り消します。この場合において、その事業所は、同条第3項又は第6項の規定により差し出されるファクシミリ送信型電子郵便物の差出しに係る料金後納の承認を併せて取り消します。

- 2 第8条（差出方法等）第10項の承認を受けた利用者が、次のいずれかに該当する場合は、その承認を行った事業所は、その承認を取り消します。

- (1) 前条（引受けの停止）第2項の規定によりファクシミリ送信型電子郵便物の引受けを停止してもなお義務を履行しないとき。
- (2) 1年以上ファクシミリ送信型電子郵便物（第8条（差出方法等）第9項の規定により差し出すもの）に限り

ます。以下この条において同じとします。)の差出しをしなかったとき。

(3) 内国郵便約款第49条(料金後納)第3項の規定により料金後納の承認を取り消されたとき。

3 第8条(差出方法等)第11項の承認を受けた利用者が、次のいずれかに該当する場合は、その承認を行った事業所は、その承認を取り消します。

(1) 前条(引受けの停止)第3項の規定によりファクシミリ送信型電子郵便物の引受けを停止しても指定会社等又は差出人がなお義務を履行しないとき。

(2) 一年以上ファクシミリ送信型電子郵便物の差出しをしなかったとき。

(3) 指定会社等が第8条(差出方法等)第11項の承認を受けた利用者からの委託を受けない旨その他その利用者に係る第9条(料金の支払方法等)第9項の規定に基づく内国郵便約款第64条(クレジットカード払等)の料金の支払に支障がある旨を申し出たとき。

(4) 指定会社等が内国郵便約款第64条(クレジットカード払等)の規定に基づく指定を取り消されたとき。

4 第8条(差出方法等)第10項の承認に係るみなし承認利用者が、第32条(承認の取消し)第2項の規定により第24条(差出方法等)第4項の承認を取り消された場合又は第2項(1)若しくは(2)のいずれかに該当する場合は、第8条(差出方法等)第13項の規定は適用しません。

5 第8条(差出方法等)第11項の承認に係るみなし承認利用者が、第32条(承認の取消し)第3項の規定により第24条(差出方法等)第5項の承認を取り消された場合又は第3項(1)若しくは(2)のいずれかに該当する場合は、第8条(差出方法等)第13項の規定は適用しません。

(料金受取人払)

第17条 当社が別に定めるところにより印刷したあて名用紙を用いて差し出すファクシミリ送信型電子郵便物(第8条(差出方法等)第9項の規定により差し出されるものを除きます。)については、料金受取人払の取扱いをします。

2 前項の規定による料金受取人払の取扱いについては、内国郵便約款第3章第2節第5款(料金受取人払)の規定に準じます。

(注) 第1項の当社が別に定めるところは、別記2に定めるところによります。

(慶弔扱い)

第18条 ファクシミリ送信型電子郵便物の差出人は、差出しの際、慶祝又は弔慰の取扱いを請求することができます。

2 前項の請求があった場合には、慶祝用又は弔慰用の電子郵便封筒又は電子郵便台紙を使用します。

3 ファクシミリ送信型電子郵便物(第7条(作成方法)第1項(1)の規定により台紙型電子郵便あて名用紙及び台紙型電子郵便用紙を使用して作成されたもの並びに同項(2)の規定により台紙型電子郵便通信文用紙を指定して作成されたもの)の差出人は、第1項の取扱いを請求する際、前項の電子郵便台紙に代え、当社が調製した特別の電子郵便台紙のいずれかの使用を請求することができます。

4 当社は、前項に規定する特別の電子郵便台紙を使用する地域又は期間を限定することがあります。

(配達日指定)

第19条 ファクシミリ送信型電子郵便物の差出人は、差出しの際、差出しの日の翌日(郵便差出箱に差し入れる場合にあつては翌々日)から起算して10日以内の日に限り、その郵便物の配達日を指定することができます。

(配達時間帯希望)

第20条 前条(配達日指定)の規定により配達日を指定したファクシミリ送信型電子郵便物で、差出しの際、差出人が希望する時間帯(当社が別に定めるものに限り)にその郵便物を配達する取扱いを請求するものについては、これをその希望した時間帯に配達します。ただし、配達事業所の業務上の支障等により、その希望した時間帯に配達することができないことがあります。

(注) 当社が別に定める時間帯は、次のいずれかのものとします。

1 午前9時頃から正午頃まで

2 正午頃から午後7時頃まで

(取扱いを終了した文書等の返還)

第21条 ファクシミリ送信型電子郵便物(第8条(差出方法等)第3項、第6項又は第9項の規定により差し出すものを除きます。)の差出人は、差出しの際、第5条(取扱内容)第1項(1)アの取扱いを終了した文書(あて名用紙を含みます。)及びその文書を納めた封筒の返還を請求することができます。この場合において、その郵便物(第8条(差出方法等)第1項ただし書の規定により差し出すものを除きます。)には、その表面の見やすい所に返還先及び要返還の旨を記載していただきます。

第3章 コンピュータ発信型電子郵便

(取扱内容)

第22条 コンピュータ発信型電子郵便の取扱いは、事業所において、次により、これをします。

(1) (2)に掲げるもの以外のもの

ア コンピュータ発信型電子郵便とする郵便物（以下「コンピュータ発信型電子郵便物」といいます。）を引き受けたときは、電子計算機により通信文又は図画等を読み取り、送信を行うこと。

イ 通信文又は図画等を受信した後、電子計算機により通信文用紙に黒色のみで印字し、又は記載し、次の(イ)又は(ロ)のいずれかにより作成した郵便物は、特殊取扱としない郵便物の例により送達すること。

(イ) 通信文用紙をコンピュータ発信型電子郵便封筒に納めて封かんすること。

(ロ) 通信文用紙を折り曲げて密着すること（コンピュータ発信型電子郵便物の差出人の申出がある場合に限り）。)

(2) 第24条（差出方法等）第1項(3)の規定により差し出されたもの

ア コンピュータ発信型電子郵便物を引き受けたときは、電子計算機により通信文又は図画等を読み取り、送信を行うこと。

イ 通信文又は図画等を受信した後、電子計算機により通信文用紙に黒色のみ又は白色以外の色で印字し、又は記載し、その通信文用紙をコンピュータ発信型電子郵便封筒に納めて封かんし、特殊取扱としない郵便物の例により送達すること。

2 当社が別に定める地域にあてて差し出されたコンピュータ発信型電子郵便物については、前項(1)アの送信を行わないことがあります。この場合において、その郵便物については、電子計算機により通信文用紙に印字し、前項(1)イ(イ)又は(ロ)のいずれかにより作成した上、特殊取扱としない郵便物の例により送達します。

3 コンピュータ発信型電子郵便物（第1項(1)イ(イ)に規定する取扱いをするものに限ります。）の差出人は、差出しの際、当社が別に定める規格及び様式の印刷物その他の紙片（1通につき8部以内に限り。以下「印刷物」といいます。）をコンピュータ発信型電子郵便物に同封することを請求することができます。

4 第1項(1)イの通信文用紙及びコンピュータ発信型電子郵便封筒は、当社が別に定める規格及び様式により当社以外の者が作成（以下「私製」といいます。）することができます。

(注1) 第2項の当社が別に定める地域は、別記3のとおりとします。

(注2) 第3項の当社が別に定める規格及び様式は、別記4のとおりとします。

(注3) 第4項の当社が別に定める規格及び様式は、別記5のとおりとします。

(対象郵便物)

第23条 コンピュータ発信型電子郵便の取扱いは、次により作成された通信文等を内容とする第一種郵便物につき、これをします。

(1) 内容である通信文、図画、あて名等を、次条（差出方法等）第1項の事業所が指定するところにより記録する。

(2) (1)の記録（図画の記録を除きます。）は、仮名、漢字、数字、英字及び括弧、句点その他一般に記号として使用されるものにより行う。

(3) (1)の記録は、次条（差出方法等）第1項(3)の規定により差し出されるものにあつては、同項の事業所が指示するデータの容量の範囲において行う。

2 コンピュータ発信型電子郵便物は、第4章（電子内容証明郵便）に規定する場合を除き、これを他の特殊取扱とすることができません。

(差出方法等)

第24条 コンピュータ発信型電子郵便物は、次の区別に従い、それぞれ次により、当社が別に定める事業所に差し出していただきます。

(1) 前条（対象郵便物）第1項の規定により作成した電磁的方法による記録に係る記録媒体（当社が別に定めるものに限ります。第33条（電磁的記録媒体の返還）において「電磁的記録媒体」といいます。）による差出し

(2) 差出人の設置する電子計算機からの送信による差出し

- (3) 当社が別に定めるところによる電子情報処理組織を使用した差出し
- 2 前項(1)の規定によりコンピュータ発信型電子郵便物を差し出そうとする者は、当社が別に定めるところにより、利用の届出をしていただきます。ただし、次項の承認を受けた者については、この限りではありません。
 - 3 第1項(2)の規定によりコンピュータ発信型電子郵便物を差し出そうとする者は、当社が別に定めるところにより、当社が別に定める事業所の承認を受けていただきます。この場合において、承認は、当社が別に定める条件を満たしている場合に、これをします。
 - 4 第1項(3)の規定によりコンピュータ発信型電子郵便物を差し出そうとする者(以下この章において「利用者」といいます。)であって次条(料金の支払方法等)第3項の規定に基づき料金後納とするものは、当社が別に定めるところにより差出事業所に電子情報処理組織を使用して申出をし、その承認を受けていただきます。この場合において、その利用者は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入力装置から入力していただきます。
 - 5 次条(料金の支払方法等)第5項の規定に基づき内国郵便約款第64条(クレジットカード払等)の規定によりコンピュータ発信型電子郵便物の料金及び電子郵便料を支払おうとする利用者は、当社が別に定めるところにより差出事業所に電子情報処理組織を使用して申出をし、その承認を受けていただきます。この場合において、その利用者は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入力装置から入力していただきます。
 - 6 前2項の承認は、それぞれ次に定める場合にこれをするものとし、それぞれの承認をしたときは、電子情報処理組織を使用してそれぞれの利用者にその旨を通知します。この場合において、差出事業所は、電子情報処理組織を使用して利用者にその差出事業所が指定する記号番号(以下この章において「利用者記号番号」といいます。)を通知します。

区 別	承認する場合
1 第4項の承認	差出事業所が次条(料金の支払方法等)第3項に規定する料金後納の承認(後納郵便物の差出方法について承認を要する場合は、その承認を含みます。第9項及び第27条(料金の支払方法に関する事項の変更承認)第2項において同じとします。)を受けた者であることを確認した場合
2 第5項の承認	指定会社等が利用者から委託を受けた旨を差出事業所に通知した場合

- 7 第8条(差出方法等)第10項又は第11項の承認を受けた利用者は、それぞれ第4項又は第5項の承認を受けたものとみなします。
- 8 第4項若しくは第5項の承認を受け、又は前項の規定によりこれらの承認を受けたものとみなされたコンピュータ発信型電子郵便物の差出人は、差出しの際、当社が別に定めるところにより、電子情報処理組織を使用して差出事業所に当社が別に定める事項を通知していただきます。この場合において、その差出人は、差出事業所の指示に従い、その事項を入力装置から入力していただきます。
- 9 差出事業所は、次に定める差出人について、それぞれ次に定める場合には、コンピュータ発信型電子郵便物を引き受けないものとし、電子情報処理組織を使用してその差出人にその旨を通知します。

区 別	引き受けない場合
1 第4項の承認を受けた差出人(第7項の規定により第4項の承認を受けたものとみなされたものを含みます。)	差出事業所が次条(料金の支払方法等)第3項に規定する料金後納の承認を受けていることを確認できない場合
2 第5項の承認を受けた差出人(第7項の規定により第5項の承認を受けたものとみなされたものを含みます。)	指定会社等から、差出人からの委託を受けない旨又は前項の通知に係るコンピュータ発信型電子郵便物の料金及び電子郵便料について内国郵便約款第64条(クレジットカード払等)の規定に基づくその料金の支払若しくはその料金に係る金銭債権の買取代金の支払をしない旨を通知された場合

- 10 差出事業所は、第1項(3)の規定により差し出されたコンピュータ発信型電子郵便物を引き受けたときは、

電子情報処理組織を使用して差出人にその旨を通知します。

- 1 1 第22条（取扱内容）第3項の規定により印刷物の同封を請求する場合には、差出事業所の指示するところにより印刷物をその事業所に差し出させていただきます。
- 1 2 第1項（③を除きます。）の場合において、その郵便物の差出人は、差出事業所又は第3項の承認をした事業所において交付する用紙に必要な事項を記載した上、これを差出事業所に提出していただきます。

（注1） 第1項の当社が別に定める事業所は、別記6のとおりとします。

（注2） 第1項(1)の当社が別に定めるものは、フレキシブルディスク、光磁気ディスク、光ディスク及びUSBメモリとします。

（注3） 第1項(3)、第5項及び第8項の当社が別に定めるところは、インターネットを介して、差出事業所の電子計算機へ次の区別に従い、それぞれ次に掲げるあて先で接続し、その電子計算機へ送信していただくこととします。

区 別	あ て 先
1 2に掲げるとき以外のとき	https://webyubin.jpi.post.japanpost.jp/webyubin/
2 第34条（取扱内容）第1項に規定する電子内容証明郵便物を差し出し、又はこれに係る通知をするとき	https://e-naiyo.post.japanpost.jp/

（注4） 第2項の当社が別に定めるところは、あらかじめ当社所定の書面を第1項の事業所に提出していただくこととします。

（注5） 第3項の当社が別に定めるところは、あらかじめ当社所定の書面を同項の事業所に提出していただくこととします。

（注6） 第3項の当社が別に定める事業所は、銀座郵便局及び大阪北郵便局とします。

（注7） 第3項の当社が別に定める条件は、次のとおりとします。

- 1 差出事業所の指示するところにより、第1項の事業所の電子計算機に対して良好に送信することができること。
- 2 自己の設置する電子計算機を用いて送信することによりコンピュータ発信型電子郵便物を差し出すため（注5）の書面を提出する事業所の料金後納の承認を受けていること。

（注8） 第4項の当社が別に定めるところは、料金後納の承認（他局差出承認を要する場合は、その承認を含みます。）を受けた後に、インターネットを介して、差出事業所の電子計算機へ次の区別に従い、それぞれ次に掲げるあて先で接続し、その電子計算機へ送信していただくこととします。

区 別	あ て 先
1 2に掲げるとき以外のとき	https://webyubin.jpi.post.japanpost.jp/webyubin/
2 第34条（取扱内容）第1項に規定する電子内容証明郵便物を差し出し、又はこれに係る通知をするとき	https://e-naiyo.post.japanpost.jp/

（注9） 第4項の当社が別に定める事項は、次のとおりとします。

- 1 利用者の氏名及び住所又は居所並びに電子メールアドレス
- 2 照合記号番号（差出事業所が指示する方法に従って利用者が自由に設定した記号又は番号をいいます。以下この章において同じとします。）
- 3 連絡先
- 4 内国郵便約款第49条（料金後納）第1項に規定する承認に際し当社が指定した番号
- 5 その他差出事業所が指示する事項

（注10） 第5項の当社が別に定める事項は、次のとおりとします。

- 1 (注9)の1から3までに規定する事項
- 2 利用するクレジットカードに記載されている事項(有効期限その他差出事業所が指示するものに限ります。)
- 3 コンピュータ発信型電子郵便物の料金及び電子郵便料に関する支払請求書については、指定会社等に送付することを依頼する旨
- 4 その他差出事業所が指示する事項

(注11) 第8項の当社が別に定める事項は、次のとおりとします。

- 1 照合記号番号及び利用者記号番号
- 2 色の区別
- 3 合計料金
- 4 その他差出事業所が指示する事項

(料金の支払方法等)

第25条 前条(差出方法等)第1項(1)の規定により差し出す郵便物は、料金別納又は料金後納としていただきます。

2 前条(差出方法等)第1項(2)の規定により差し出す郵便物は、同条第3項の事業所の承認を受けて、料金後納としていただきます。この場合においては、内国郵便約款第53条(後納郵便物の差出方法)第1項の規定は適用しません。

3 前条(差出方法等)第1項(3)の規定により差し出す郵便物は、料金後納としていただきます。この場合においては、内国郵便約款第53条(後納郵便物の差出方法)第1項及び第2項の規定は適用しません。

4 前項の規定により料金後納とする郵便物は、当社が別に定めるところにより差し出していただきます。

5 前条(差出方法等)第1項(3)の規定により差し出す郵便物の料金及び電子郵便料は、第3項の規定にかかわらず、内国郵便約款第64条(クレジットカード払等)に規定するところにより、差出人が指定会社等に委託し、支払うことができます。

6 前項の規定により、前条(差出方法等)第1項(3)の規定により差し出す郵便物の料金及び電子郵便料を支払おうとする場合にあっては、料金別納としていただきます。この場合においては、内国郵便約款第3章第2節第2款(料金別納)の規定(第48条(別納料金の支払方法等)第4項を除きます。)は適用しません。

7 指定会社等が、第5項の郵便物の料金及び電子郵便料又はそれらの料金に係る金銭債権の買取代金を当社の指示に従い当社の指定する預金口座への振込の方法により支払ったときは、それらの料金は、内国郵便約款第64条(クレジットカード払等)の規定に基づき支払われたものとみなします。

8 指定会社等が第5項の郵便物の料金及び電子郵便料又はそれらの料金に係る金銭債権の買取代金を前項の規定により支払わない場合にあっては、その郵便物の差出人は、当社の指示に従いその料金を支払っていただきます。

9 コンピュータ発信型電子郵便物(前条(差出方法等)第1項(3)の規定により差し出されるものを除きます。)を差し出す場合においては、内国郵便約款第48条(別納料金の支払方法等)第3項及び第53条(後納郵便物の差出方法)第2項の規定は、次項に規定する場合を除き、適用しません。

10 私製の封筒又は私製の第22条(取扱内容)第1項(1)イ(イ)の規定による取扱いをするための通信文用紙を使用するコンピュータ発信型電子郵便物には、コンピュータ発信型電子郵便物である旨を示す当社が別に定める表示をしていただきます。

(注1) 第4項の当社が別に定めるところは、内国郵便約款第53条(後納郵便物の差出方法)の(注1)の3の(1)及び4から13までに定めるところによります。

(注2) 第10項の当社が別に定める表示は、同項の封筒の表面の左上部(横に長いものにあつては、右上部)又は同項の通信文用紙の差出事業所の指示する箇所に、別記7の規定による表示をするものとします。

(承認請求に係る申出内容の変更届)

第26条 第24条(差出方法等)第3項の承認を受けた者は、その承認請求の際に申し出た内容を変更するときは、当社が別に定めるところにより、届出をしていただきます。

2 第24条(差出方法等)第4項又は第5項の承認を受けた利用者は、これらの規定に規定する事項(当社が別に定めるものを除きます。)を変更するときは、当社が別に定めるところにより差出事業所に電子情報処理組

織を使用して届出をしていただきます。この場合において、その利用者は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入力装置から入力していただきます。

(注1) 第1項の当社が別に定めるところは、直ちに当社所定の書面を第24条(差出方法等)第3項の事業所に提出していただくこととします。

(注2) 第2項の当社が別に定めるものは、次のとおりとします。

- 1 内国郵便約款第49条(料金後納)第1項に規定する承認に際し当社が指定した番号
- 2 クレジットカードに記載されている事項(有効期限を除きます。)
- 3 コンピュータ発信型電子郵便物の料金及び電子郵便料に関する支払請求書については、指定会社等に送付することを依頼する旨

(注3) 第2項の当社が別に定めるところは、インターネットを介して、差出事業所の電子計算機へ「<https://webyubin.jpi.post.japanpost.jp/webyubin/>」のあて先で接続し、その電子計算機へ送信していただくこととします。

(注4) 第2項の当社が別に定める事項は、次のとおりとします。

- 1 氏名及び住所又は居所
- 2 照合記号番号及び利用者記号番号
- 3 変更年月日
- 4 変更の内容

(料金の支払方法に関する事項の変更承認)

第27条 第24条(差出方法等)第4項又は第5項の承認を受けた利用者は、その承認に係る料金の支払方法に関する事項(当社が別に定めるものに限り、)を変更するときは、当社が別に定めるところにより差出事業所に電子情報処理組織を使用して申出をし、その承認(以下この条において「変更承認」といいます。)を受けていただきます。この場合において、その利用者は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入力装置から入力していただきます。

2 変更承認は、次に定める事項について、それぞれ次に定める場合にこれをするものとし、それぞれの変更承認をしたときは、電子情報処理組織を使用してその利用者にもその旨を通知します。

区 別	変更承認をする場合
1 第24条(差出方法等)第4項の承認に係る料金後納に関する事項	差出事業所が第25条(料金の支払方法等)第3項に規定する料金後納の承認を受けた者であることを確認した場合
2 第24条(差出方法等)第5項の承認に係る内国郵便約款第64条(クレジットカード払等)の規定による料金の支払に関する事項	内国郵便約款第64条(クレジットカード払等)の料金の支払について、指定会社等が利用者から委託を受けた旨を差出事業所に通知した場合

(注1) 第1項の当社が別に定めるものは、次のとおりとします。

- 1 内国郵便約款第49条(料金後納)第1項に規定する承認に際し当社が指定した番号
- 2 クレジットカードに記載されている事項(有効期限を除きます。)

(注2) 第1項の当社が別に定めるところは、インターネットを介して、差出事業所の電子計算機へ「<https://webyubin.jpi.post.japanpost.jp/webyubin/>」のあて先で接続し、その電子計算機へ送信していただくこととします。

(注3) 第1項の当社が別に定める事項は、次のとおりとします。

- 1 氏名及び住所又は居所
- 2 照合記号番号及び利用者記号番号
- 3 変更年月日
- 4 変更の内容

(みなし承認利用者の承認に係る変更)

第28条 第24条（差出方法等）第7項の規定により同条第4項又は第5項の承認を受けたものとみなされた利用者（以下この章において「みなし承認利用者」といいます。）が、第10条（承認請求に係る申出内容の変更届）第2項の規定による届出をした場合は、その届出に係る事項について第26条（承認請求に係る申出内容の変更届）第2項の規定による届出がなされたものとみなします。

2 みなし承認利用者が、第11条（料金の支払方法に関する事項の変更承認）第1項の承認を受けた場合は、その承認に係る事項について、前条（料金の支払方法に関する事項の変更承認）第1項の承認を受けたものとみなします。

（差出廃止届）

第29条 第24条（差出方法等）第3項の承認を受けた者は、その承認に係るコンピュータ発信型電子郵便物を差し出す必要がなくなったときは、当社が別に定めるところにより、届出をしていただきます。この場合において、その承認を行った事業所は、そのコンピュータ発信型電子郵便物の差出しに係る料金後納の承認を取り消します。

2 第24条（差出方法等）第4項若しくは第5項の承認を受けた利用者又はみなし承認利用者は、同条第1項(3)の規定によりコンピュータ発信型電子郵便物を差し出す必要がなくなったときは、当社が別に定めるところにより差出事業所に電子情報処理組織を使用して届出をしていただきます。この場合において、届出をする利用者は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入力装置から入力していただきます。

（注1） 第1項の当社が別に定めるところは、当社所定の書面を第24条（差出方法等）第3項の事業所に提出していただくこととします。

（注2） 第2項の当社が別に定めるところは、インターネットを介して、差出事業所の電子計算機へ「<https://webyubin.jp.post.japanpost.jp/webyubin/>」のあて先で接続し、その電子計算機へ送信していただくこととします。

（注3） 第2項の当社が別に定める事項は、次のとおりとします。

- 1 氏名及び住所又は居所
- 2 照合記号番号及び利用者記号番号
- 3 差出しを廃止する年月日

（電子情報処理組織による申出等の到達の時点）

第30条 第24条（差出方法等）第4項又は第5項の規定によりされた申出、同条第8項の規定によりされた通知、第26条（承認請求に係る申出内容の変更届）第2項の規定によりされた届出、第27条（料金の支払方法に関する事項の変更承認）第2項の規定によりされた申出及び前条（差出廃止届）第2項の規定によりされた届出は、差出事業所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに差出事業所に到達したものとみなします。

（引受けの停止）

第31条 第24条（差出方法等）第3項の承認を受けた利用者が、内国郵便約款第49条（料金後納）第3項の規定により料金後納の取扱いの停止を受けたときは、その停止を受けている間、その承認を行った事業所は、第24条（差出方法等）第1項(2)の規定によるコンピュータ発信型電子郵便物の引受けを停止します。

2 第24条（差出方法等）第4項の承認を受けた利用者又は同項の承認に係るみなし承認利用者が、次のいずれかに該当するときは、差出事業所は、同条第1項(3)の規定によるコンピュータ発信型電子郵便物の引受けを停止します。

- (1) 内国郵便約款第49条（料金後納）第3項の規定により料金後納の取扱いの停止を受けた場合
- (2) 第26条（承認請求に係る申出内容の変更届）第2項の規定による届出をしなかった場合

3 第24条（差出方法等）第5項の承認を受けた利用者又は同項の承認に係るみなし承認利用者が、次のいずれかに該当するときは、差出事業所は、同条第1項(3)の規定によるコンピュータ発信型電子郵便物の引受けを停止します。

- (1) 指定会社等が第25条（料金の支払方法等）第7項の規定による支払をしなかった場合
- (2) 前項(2)に規定する場合

(承認の取消し)

- 第32条 第24条(差出方法等)第3項の承認を受けた者が、同項の条件を満たさなくなったときは、その承認を行った事業所は、その承認を取り消します。この場合において、その事業所は、同条第1項(2)の規定により差し出されるコンピュータ発信型電子郵便物の差出しに係る料金後納の承認を併せて取り消します。
- 2 第24条(差出方法等)第4項の承認を受けた利用者が、次のいずれかに該当する場合は、その承認を行った事業所は、その承認を取り消します。
- (1) 前条(引受けの停止)第2項の規定によりコンピュータ発信型電子郵便物の引受けを停止してもなお義務を履行しないとき。
 - (2) 一年以上コンピュータ発信型電子郵便物(第24条(差出方法等)第1項(3)の規定により差し出すものに限ります。以下この条において同じとします。)の差出しをしなかったとき。
 - (3) 内国郵便約款第49条(料金後納)第3項の規定により料金後納の承認を取り消されたとき。
- 3 第24条(差出方法等)第5項の承認を受けた利用者が、次のいずれかに該当する場合は、その承認を行った事業所は、その承認を取り消します。
- (1) 前条(引受けの停止)第3項の規定によりコンピュータ発信型電子郵便物の引受けを停止しても指定会社等又は差出人がなお義務を履行しないとき。
 - (2) 一年以上コンピュータ発信型電子郵便物の差出しをしなかったとき。
 - (3) 指定会社等が第24条(差出方法等)第5項の承認を受けた利用者からの委託を受けない旨その他その利用者に係る第25条(料金の支払方法等)第5項の規定に基づく内国郵便約款第64条(クレジットカード払等)の料金の支払に支障がある旨を申し出たとき。
 - (4) 指定会社等が内国郵便約款第64条(クレジットカード払等)の規定に基づく指定を取り消されたとき。
- 4 第24条(差出方法等)第4項の承認に係るみなし承認利用者が、第16条(承認の取消し)第2項の規定により第8条(差出方法等)第10項の承認を取り消された場合又は第2項(1)若しくは(2)のいずれかに該当する場合は、第24条(差出方法等)第7項の規定は適用しません。
- 5 第24条(差出方法等)第5項の承認に係るみなし承認利用者が、第16条(承認の取消し)第3項の規定により第8条(差出方法等)第11項の承認を取り消された場合又は第3項(1)若しくは(2)のいずれかに該当する場合は、第24条(差出方法等)第7項の規定は適用しません。

(電磁的記録媒体の返還)

- 第33条 第24条(差出方法等)第1項(1)の規定により差し出された電磁的記録媒体は、電子計算機による処理をした後、差出人に返還します。

第4章 電子内容証明郵便

(取扱内容)

第34条 内容証明の取扱いをする場合のコンピュータ発信型電子郵便（以下「電子内容証明郵便」といいます。）の取扱いは、当社が別に定める事業所において、次により、これをします。

(1) 電子内容証明郵便とする郵便物（以下「電子内容証明郵便物」といいます。）を引き受けたときは、電子計算機により通信文等を読み取り、通信文用紙に黒色のみで印字すること。

(2) 次に規定する電子内容証明の取扱いをすること。

ア 電子計算機により読み取った通信文等を、その電子計算機により記録するとともに、謄本とするための通信文用紙（以下単に「謄本」といいます。）に黒色のみで印字すること。

イ アの規定により記録した通信文等と、引受けの際、電子計算機により通信文等を読み取り黒色のみで印字した通信文用紙（以下「内容である文書」といいます。）及び謄本とを対照して符合することを認めるときは、内容である文書及び謄本に、電子計算機により、差出年月日、その郵便物が電子内容証明郵便物として差し出された旨、当社の名称及びページ数を記載し、並びに通信日付印の印影を表示すること。

ウ イの規定により証明された謄本は、差出人にこれを当社が別に定める取扱いとする郵便物により送付するとともに、差出事業所において、アの規定により記録した通信文等その他謄本に係る情報を電磁的方法による記録に係る記録媒体により保存すること。

(3) 印字した通信文用紙を電子内容証明郵便封筒に納めて封かんして作成した郵便物は、一般書留とする郵便物の例により送達すること。

2 前項(1)の通信文用紙は、当社が別に定める大きさのものとし、その枚数は当社が別に定める枚数以内とします。

3 2通以上の郵便物（当社が別に定める通数以内に限り、）でその内容である文書の内容を同じくするもの並びに内容である文書のうち名あて人の氏名及び住所又は居所のみを異にする2通以上の郵便物（当社が別に定める通数以内に限り、）でそれぞれその名あて人にあてたものについて、差出人が請求する場合にあっては、その内容である文書のすべてを通じて謄本1通を作成します。

4 電子内容証明郵便物の差出人は、同時に差し出すその郵便物（当社が別に定める通数以内に限り、）に係る第1項(2)イの規定により証明された謄本について、まとめて送付することを請求することができます。

5 電子内容証明郵便の取扱いについては、第22条（取扱内容）及び第23条（対象郵便物）第1項の規定は、適用しません。

6 電子内容証明の取扱いにおいては、郵便認証司による法第58条第1号の認証を受けるものとします。

(注1) 第1項本文の当社が別に定める事業所は、新東京郵便局とします。

(注2) 第1項の当社が別に定める取扱いとする郵便物は、簡易書留とする郵便物とします。

(注3) 第2項の当社が別に定める大きさは、日本工業規格A4とします。

(注4) 第2項の当社が別に定める枚数は、5枚とします。ただし、当社が指定するところにより通信文用紙に郵便物の差出人又は受取人の氏名及び住所又は居所その他当社が指定する事項を記載する場合には、これらの事項のみを記載した通信文用紙を4枚まで追加することができます。

(注5) 第3項及び第4項の当社が別に定める通数は、100通とします。

(対象郵便物)

第35条 電子内容証明郵便の取扱いは、次により作成された文書1通のみを内容とするコンピュータ発信型電子郵便物（第24条（差出方法等）第1項(3)の規定により差し出されるものに限り、）につき、これをします。

(1) 内容である通信文、あて名等を差出事業所の指示するところにより記録する。

(2) (1)の記録は、当社が別に定める仮名、漢字、数字、英字（固有名詞に限り、）及び括弧、句点その他一般に記号として使用されるものにより行う。

2 電子内容証明郵便物は、一般書留としていただきます。

3 電子内容証明郵便物は、当社が別に定める特殊取扱とすることができます。

(注1) 第1項(2)の当社が別に定める仮名等は、別記8のとおりとします。

(注2) 第3項の当社が別に定める特殊取扱は、速達及び配達証明とします。

(差出方法等)

- 第36条 電子内容証明郵便物を差し出そうとする者（以下この章において「利用者」といいます。）であって第25条（料金の支払方法等）第3項の規定に基づき料金後納とするものは、当社が別に定めるところにより差出事業所に電子情報処理組織を使用して申出をし、その承認を受けていただきます。この場合において、その利用者は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入出力装置から入力していただきます。
- 2 第25条（料金の支払方法等）第5項の規定に基づき内国郵便約款第64条（クレジットカード払等）に規定するところにより郵便物の料金及び電子郵便料を支払おうとする利用者は、当社が別に定めるところにより差出事業所に電子情報処理組織を使用して申出をし、その承認を受けていただきます。この場合において、その利用者は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入出力装置から入力していただきます。
 - 3 差出事業所は、前2項の規定による申出があった場合においては、電子情報処理組織を使用して利用者によるその差出事業所が指定する番号（以下この章において「利用者番号」といいます。）を通知します。
 - 4 第2項の規定による申出をした利用者は、前項の規定により差出事業所から利用者番号を通知されたときは、その差出事業所が指定するところにより、その通知があった日から起算して7日以内に、利用するクレジットカードに記載されている事項及び利用者番号を電話により差出事業所に通知していただきます。
 - 5 第1項及び第2項の承認は、それぞれ次に定める場合にこれをするものとし、それぞれの承認をしたときは、電子情報処理組織を使用してそれぞれの利用者によるその旨を通知します。

区 別	承認する場合
1 第1項の承認	差出事業所が第25条（料金の支払方法等）第3項に規定する料金後納の承認（後納郵便物の差出方法について承認を要する場合は、その承認を含みます。）を受けた者であることを確認した場合
2 第2項の承認	内国郵便約款第64条（クレジットカード払等）の料金の支払について、指定会社等が利用者から委託を受けた旨を差出事業所に通知した場合

(注1) 第1項の当社が別に定めるところは、料金後納の承認（他局差出承認を要する場合は、その承認を含みます。）を受けた後に、インターネットを介して、差出事業所の電子計算機へ「<https://e-naiyo.post.japanpost.jp/>」のあて先で接続し、その電子計算機へ送信していただくこととします。

(注2) 第1項の当社が別に定める事項は、次のとおりとします。

- 1 利用者の氏名及び住所又は居所並びに電子メールアドレス
- 2 照合記号番号（差出事業所が指示する方法に従って利用者が自由に設定した記号又は番号をいいます。以下同じとします。）
- 3 連絡先
- 4 内国郵便約款第49条（料金後納）第1項に規定する承認に際し当社が指定した番号
- 5 その他差出事業所が指示する事項

(注3) 第2項の当社が別に定めるところは、インターネットを介して、差出事業所の電子計算機へ「<https://e-naiyo.post.japanpost.jp/>」のあて先で接続し、その電子計算機へ送信していただくこととします。

(注4) 第2項の当社が別に定める事項は、次のとおりとします。

- 1 (注2)の1から3までに規定する事項
- 2 電子内容証明郵便物の料金及び電子郵便料並びにこれに係る特殊取扱の料金に関する支払請求書については、指定会社等に送付することを依頼する旨
- 3 その他差出事業所が指示する事項

(承認請求に係る申出内容の変更届)

第37条 前条（差出方法等）第1項又は第2項の承認を受けた利用者は、これらの規定又は同条第4項に規定する事項（当社が別に定めるものを除きます。）を変更するときは、当社が別に定めるところにより差出事業所

に電子情報処理組織を使用して届出をしていただきます。この場合において、その利用者は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入出力装置から入力していただきます。

- (注1) 当社が別に定めるものは、電子内容証明郵便物の料金及び電子郵便料並びにこれに係る特殊取扱の料金に関する支払請求書については、指定会社等に送付することを依頼する旨とします。
- (注2) 当社が別に定めるところは、インターネットを介して、差出事業所の電子計算機へ「<https://e-naiyo.post.japanpost.jp/>」のあて先で接続し、その電子計算機へ送信していただくこととします。
- (注3) 当社が別に定める事項は、次のとおりとします。
- 1 氏名及び住所又は居所
 - 2 照合記号番号及び利用者番号
 - 3 変更年月日
 - 4 変更の内容

(差出廃止届)

第38条 第36条（差出方法等）第1項又は第2項の承認を受けた利用者は、電子内容証明郵便物を差し出す必要がなくなったとき又は指定会社等に委託をしないときは、当社が別に定めるところにより、電子情報処理組織を使用して差出しを廃止する旨の届出をしていただきます。この場合において、その承認を受けた者は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入出力装置から入力していただきます。

- (注1) 当社が別に定めるところは、インターネットを介して、差出事業所の電子計算機へ「<https://e-naiyo.post.japanpost.jp/>」のあて先で接続し、その電子計算機へ送信していただくこととします。
- (注2) 当社が別に定める事項は、次のとおりとします。
- 1 氏名及び住所又は居所
 - 2 照合記号番号及び利用者番号
 - 3 差出しを廃止する年月日

(第3章の規定の適用)

第39条 電子内容証明郵便の取扱いについては、この章に規定するほか、第3章（コンピュータ発信型電子郵便）（第24条（差出方法等）第1項(3)の規定により差し出されるものに係る部分に限り、第22条（取扱内容）第1項(2)、第23条（対象郵便物）第1項、第24条（差出方法等）第4項から第7項まで、第26条（承認請求に係る申出内容の変更届）第2項、第27条（料金の支払方法に関する事項の変更承認）、第28条（みなし承認利用者の承認に係る変更）、第29条（差出廃止届）第2項並びに第32条（承認の取消し）第4項及び第5項を除きます。）に規定するところによります。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとします。

第24条（差出方法等）第8項	第4項若しくは第5項の承認を受け、又は前項の規定によりこれらの承認を受けたものとみなされたコンピュータ発信型電子郵便物	第36条（差出方法等）第1項又は第2項の承認を受けた電子内容証明郵便物
第24条（差出方法等）第9項	コンピュータ発信型電子郵便物	電子内容証明郵便物
第24条（差出方法等）第9項表中1	第4項の承認を受けた差出人（第7項の規定により第4項の承認を受けたものとみなされたものを含みます。）	第36条（差出方法等）第1項の承認を受けた差出人
第24条（差出方法等）第9項表	第5項の承認を受けた差出人	第36条（差出方法等）第2項

中2	(第7項の規定により第5項の承認を受けたものとみなされたものを含まず。)	の承認を受けた差出人
	コンピュータ発信型電子郵便物の料金及び電子郵便料	電子内容証明郵便物の料金及び電子郵便料並びにこれに係る特殊取扱の料金
第24条(差出方法等)第10項	コンピュータ発信型電子郵便物	電子内容証明郵便物
第25条(料金の支払方法等)第5項、第6項、第7項及び第8項	電子郵便料	電子郵便料並びにこれに係る特殊取扱の料金
第30条(電子情報処理組織による申出等の到達の時点)	第24条(差出方法等)第4項又は第5項	第36条(差出方法等)第1項又は第2項
	同条第8項	第24条(差出方法等)第8項
	第26条(承認請求に係る申出内容の変更届)第2項	第37条(承認請求に係る申出内容の変更届)
	第27条(料金の支払方法に関する事項の変更承認)第2項の規定によりされた申出及び前条(差出廃止届)第2項	及び第38条(差出廃止届)
第31条(引受けの停止)第2項	第24条(差出方法等)第4項の承認を受けた利用者又は同項の承認に係るみなし承認利用者	第36条(差出方法等)第1項の承認を受けた利用者
	コンピュータ発信型電子郵便物	電子内容証明郵便物
	第26条(承認請求に係る申出内容の変更届)第2項	第37条(承認請求に係る申出内容の変更届)
第31条(引受けの停止)第3項	第24条(差出方法等)第5項の承認を受けた利用者又は同項の承認に係るみなし承認利用者	第36条(差出方法等)第2項の承認を受けた利用者
	コンピュータ発信型電子郵便物	電子内容証明郵便物
第32条(承認の取消し)第2項	第24条(差出方法等)第4項	第36条(差出方法等)第1項
第32条(承認の取消し)第2項(1)	コンピュータ発信型電子郵便物	電子内容証明郵便物
第32条(承認の取消し)第2項(2)	コンピュータ発信型電子郵便物(第24条(差出方法等)第1項(3)の規定により差し出すものに限り、以下この条において同じとします。)	電子内容証明郵便物
第32条(承認の取消し)第3項	第24条(差出方法等)第5項	第36条(差出方法等)第2項
第32条(承認の取消し)第3項(1)及び(2)	コンピュータ発信型電子郵便物	電子内容証明郵便物

(損害要償額の限度額)

第40条 電子内容証明郵便物の損害要償額の限度額は、内国郵便約款の規定にかかわらず、100,000円とします。

(再度証明)

第41条 電子内容証明郵便物の差出人は、謄本の情報（第34条（取扱内容）第1項(2)ウに規定する記録媒体に記録されたものをいいます。以下同じとします。）に係る次条（謄本の情報の保存期間）の規定による保存期間内に限り、差出事業所において第34条（取扱内容）第1項(2)の規定による証明を受けることができます。この場合において、その差出人は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入力していただきます。

2 前項の取扱いにおいては、郵便認証司による法第58条第1号の認証を受けるものとします。

3 電子内容証明郵便物の差出人のうち、第1項の入力ができない者にあつては、集配事業所又は当社が別に定める事業所に申し出ることにより、第34条（取扱内容）第1項(2)の規定による証明を受けることができます。この場合において、その差出人は、郵便物の受領証を提示し、第1項に規定する事項を通知していただきます。

4 前項の証明を受ける場合の電子内容証明料については、申出の際、郵便切手又は現金等で支払っていただきます。

（注1） 第1項の当社が別に定める事項は、次のとおりとします。

- 1 照合記号番号、利用者番号及び郵便物の受領証に記載された引受番号
- 2 差出年月日
- 3 名あて人の氏名及び住所又は居所
- 4 差出人の氏名及び謄本の送付先として希望する住所又は居所

（注2） 第3項の当社が別に定める事業所は、支社が指定した事業所とします。

（謄本の情報の保存期間）

第42条 差出事業所における電子内容証明郵便物に係る謄本の情報の保存期間は、5年とします。

（あて名変更請求不能）

第43条 電子内容証明郵便物については、あて名の変更を請求することができません。

第5章 削除

第44条から第50条まで 削除

第6章 雑則

(閲覧)

第51条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

料金表

通則

(消費税)

- 1 料金には、消費税（地方消費税を含みます。）が含まれています。

(料金の免除)

- 2 当社は、法第11条の規定に基づきその規定によることとされる捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約（昭和28年条約第25号）第5条第2項、第33条第1項、第74条第2項及び第124条並びに戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約（昭和28年条約第26号）第141条の規定によるべき場合は、この料金表に規定する料金を免除します。
- 3 当社は、法第18条の規定に基づき、この料金表に規定する料金を免除することがあります。

第1表 ファクシミリ送信型電子郵便に関する料金

料金の区別		料 金 額	
ファクシミリ送信型電子郵便物		84円	
ファクシミリ送信型電子郵便料	(1) (2)に掲げるもの以外のもの	ア イに掲げるもの以外のもの	内容である文書の枚数が1枚のもの 520円
			内容である文書の枚数が1枚を超えるもの 1枚を超える1枚ごとに100円の割合で算出した額を520円に加えた額
	イ 第18条(慶弔扱い)第3項の規定により当社が調製した特別の電子郵便台紙を使用するもの	(ア) (イ)から(オ)までに掲げるもの以外のもの	内容である文書の枚数が1枚のもの 860円
			内容である文書の枚数が1枚を超えるもの 1枚を超える1枚ごとに100円の割合で算出した額を860円に加えた額
		(イ) 押し花付電子郵便台紙を使用するもの	内容である文書の枚数が1枚のもの 1,490円
			内容である文書の枚数が1枚を超えるもの 1枚を超える1枚ごとに100円の割合で算出した額を1,490円に加えた額
		(ウ) 刺しゅう付電子郵便台紙を使用するもの	内容である文書の枚数が1枚のもの 2,010円
			内容である文書の枚数が1枚を超えるもの 1枚を超える1枚ごとに100円の割合で算出した額を2,010円に加えた額
		(エ) 布製電子郵便台紙を使用するもの	内容である文書の枚数が1枚のもの 3,060円
			内容である文書の枚数が1枚を超えるもの 1枚を超える1枚ごとに100円の割合で算出した額を3,060円に加えた額
		(オ) 木製電子郵便台紙を使用するもの	内容である文書の枚数が1枚のもの 5,150円
			内容である文書の枚数が1枚を超えるもの 1枚を超える1枚ごとに1

			るもの	00円の割合 で算出した額 を5,150円 に加えた額
(2) 第8条(差 出方法等)第 9項の規定 により差し 出されるも の	ア イに掲げ るもの以外 のもの	黒色のみで通信文の印字 又は図画の記載を行うもの	通信文用紙の枚数 が1枚のもの	440円
			通信文用紙の枚数 が1枚を超えるもの	1枚を超える 1枚ごとに3 2円の割合で 算出した額を 440円に加 えた額
		白色以外の色で通信文の 印字又は図画の記載を行 うもの	通信文用紙の枚数 が1枚のもの	460円
		通信文用紙の枚数 が1枚を超えるもの	1枚を超える 1枚ごとに5 2円の割合で 算出した額を 460円に加 えた額	
	通信文用紙の枚数が2枚 以上のものであって、黒色 のみで通信文の印字又は 図画の記載を行うもの及び 白色以外の色で通信文 の印字又は図画の記載を 行うものを含むもの	通信文用紙の枚数 が2枚のもの	492円	
		通信文用紙の枚数 が2枚を超えるもの	2枚を超える 通信文用紙に ついて、次の区 別に従いそれ ぞれ次に定め る額を合計し た額を492 円に加えた額 (ア) 黒色のみ で通信文の 印字又は図 画の記載を 行うもの 1枚ごと に32円の 割合で算出 した額 (イ) 白色以外 の色で通信 文の印字又 は図画の記 載を行うもの 1枚ごと に52円の 割合で算出 した額	
イ 第18条 (慶弔扱い)	(ア) (イ)か ら(ウ)ま	黒色のみで 通信文の印	通信文用紙の枚数 が1枚のもの	780円

第3項の規定により当社が調製した特別の電子郵便台紙を使用するもの	でに掲げるものの以外のも	字又は図画の記載を行うもの	通信文用紙の枚数が1枚を超えるもの	1枚を超える 1枚ごとに32円の割合で算出した額を780円に加えた額
		白色以外の色で通信文の印字又は図画の記載を行うもの	通信文用紙の枚数が1枚のもの	800円
	通信文用紙の枚数が1枚を超えるもの		1枚を超える 1枚ごとに52円の割合で算出した額を800円に加えた額	
	通信文用紙の枚数が2枚以上のものであって、黒色のみで通信文の印字又は図画の記載を行うもの及び白色以外の色で通信文の印字又は図画の記載を行うものを含むもの	通信文用紙の枚数が2枚のもの	832円	
		通信文用紙の枚数が2枚を超えるもの	2枚を超える通信文用紙について、次の区別に従いそれぞれ次に定める額を合計した額を832円に加えた額 A 黒色のみで通信文の印字又は図画の記載を行うもの 1枚ごとに32円の割合で算出した額 B 白色以外の色で通信文の印字又は図画の記載を行うもの 1枚ごとに52円の割合で算出した額	
	(イ) 押し花付電子郵便台紙を使用するもの	黒色のみで通信文の印字又は図画の記載を行うもの	通信文用紙の枚数が1枚のもの	1,410円
			通信文用紙の枚数が1枚を超えるもの	1枚を超える 1枚ごとに32円の割合で算出した額を1,410円に加えた額

	白色以外の色で通信文の印字又は図画の記載を行うもの	通信文用紙の枚数が1枚のもの	1, 430円
		通信文用紙の枚数が1枚を超えるもの	1枚を超える1枚ごとに52円の割合で算出した額を1, 430円に加えた額
	通信文用紙の枚数が2枚以上のものであつて、黒色のみで通信文の印字又は図画の記載を行うもの及び白色以外の色で通信文の印字又は図画の記載を行うものを含むもの	通信文用紙の枚数が2枚のもの	1, 462円
		通信文用紙の枚数が2枚を超えるもの	2枚を超える通信文用紙について、次の区別に従いそれぞれ次に定める額を合計した額を1, 462円に加えた額 A 黒色のみで通信文の印字又は図画の記載を行うもの 1枚ごとに32円の割合で算出した額 B 白色以外の色で通信文の印字又は図画の記載を行うもの 1枚ごとに52円の割合で算出した額
		黒色のみで通信文の印字又は図画の記載を行うもの	1, 930円
		通信文用紙の枚数が1枚を超えるもの	1枚を超える1枚ごとに32円の割合で算出した額を1, 930円に加えた額
(ウ) 刺しゅう付電子郵便台紙を使用するもの	白色以外の色で通信文の印字又は	通信文用紙の枚数が1枚のもの	1, 950円
		通信文用紙の枚数が1枚を超えるもの	1枚を超える

	図画の記載を行うもの	が1枚を超えるもの	1枚ごとに52円の割合で算出した額を1,950円に加えた額
	通信文用紙の枚数が2枚以上のものであって、黒色のみで通信文の印字又は図画の記載を行うもの及び白色以外の色で通信文の印字又は図画の記載を行うものを含むもの	通信文用紙の枚数が2枚のもの	1,982円
		通信文用紙の枚数が2枚を超えるもの	2枚を超える通信文用紙について、次の区別に従いそれぞれ次に定める額を合計した額を1,982円に加えた額 A 黒色のみで通信文の印字又は図画の記載を行うもの 1枚ごとに32円の割合で算出した額 B 白色以外の色で通信文の印字又は図画の記載を行うもの 1枚ごとに52円の割合で算出した額
(エ) 布製電子郵便台紙を使用するもの	黒色のみで通信文の印字又は図画の記載を行うもの	通信文用紙の枚数が1枚のもの	2,980円
		通信文用紙の枚数が1枚を超えるもの	1枚を超える1枚ごとに32円の割合で算出した額を2,980円に加えた額
	白色以外の色で通信文の印字又は図画の記載を行うもの	通信文用紙の枚数が1枚のもの	3,000円
		通信文用紙の枚数が1枚を超えるもの	1枚を超える1枚ごとに52円の割合で算出した額を3,000円に加えた額

	通信文用紙の枚数が2枚以上のものであって、黒色のみで通信文の印字又は図画の記載を行うもの及び白色以外の色で通信文の印字又は図画の記載を行うものを含むもの	通信文用紙の枚数が2枚のもの	3,032円
		通信文用紙の枚数が2枚を超えるもの	2枚を超える通信文用紙について、次の区別に従いそれぞれ次に定める額を合計した額を3,032円に加えた額 A 黒色のみで通信文の印字又は図画の記載を行うもの 1枚ごとに32円の割合で算出した額 B 白色以外の色で通信文の印字又は図画の記載を行うもの 1枚ごとに52円の割合で算出した額
(オ) 木製電子郵便台紙を使用するもの	黒色のみで通信文の印字又は図画の記載を行うもの	通信文用紙の枚数が1枚のもの	5,070円
		通信文用紙の枚数が1枚を超えるもの	1枚を超える1枚ごとに32円の割合で算出した額を5,070円に加えた額
	白色以外の色で通信文の印字又は図画の記載を行うもの	通信文用紙の枚数が1枚のもの	5,090円
		通信文用紙の枚数が1枚を超えるもの	1枚を超える1枚ごとに52円の割合で算出した額を5,090円に加えた額
通信文用紙の枚数が2枚以上のものであって、黒色のみで	通信文用紙の枚数が2枚のもの	5,122円	
	通信文用紙の枚数が2枚を超えるもの	2枚を超える通信文用紙について、次の	

			<p>通信文の印字又は図画の記載を行うもの及び白色以外の色で通信文の印字又は図画の記載を行うものを含むもの</p>	<p>区別に従いそれぞれ次に定める額を合計した額を5,122円に加えた額</p> <p>A 黒色のみで通信文の印字又は図画の記載を行うもの 1枚ごとに32円の割合で算出した額</p> <p>B 白色以外の色で通信文の印字又は図画の記載を行うもの 1枚ごとに52円の割合で算出した額</p>
--	--	--	---	--

第2表 コンピュータ発信型電子郵便に関する料金

料金の区別					料 金 額			
コンピュータ発信型電子郵便物					84円			
コ ン ピ ュ ー タ 発 信 型 電 子 郵 便 料	(1) (2)に掲げるもの以外のもの	アイに掲げるもの以外のもの	当社において作製した封筒を使用するもの	当社において作製した通信文用紙を使用するもの	通信文用紙の大きさが縦300.6ミリメートル、横420ミリメートルのもの	通信文用紙の枚数が1枚のもの	28円	
						通信文用紙の枚数が1枚を超え4枚までのもの	1枚を超える1枚ごとに10円の割合で算出した額を28円に加えた額	
					通信文用紙の大きさが縦258.2ミリメートル、横364ミリメートルのもの	通信文用紙の枚数が1枚のもの	25円	
						通信文用紙の枚数が1枚を超え4枚までのもの	1枚を超える1枚ごとに7円の割合で算出した額を25円に加えた額	
					通信文用紙の大きさが縦300.6ミリメートル、横210ミリメートルのもの	通信文用紙の枚数が1枚のもの	22円	
						通信文用紙の枚数が1枚を超え4枚までのもの	1枚を超える1枚ごとに5円の割合で算出した額を22円に加えた額	
					私製の通信文用紙を使用するもの	通信文用紙の大きさが縦300.6ミリメートル、横420ミリメートルのもの	通信文用紙の枚数が1枚のもの	23円
							通信文用紙の枚数が1枚を超え4枚までのもの	1枚を超える1枚ごとに6円の割合で算出した額を23円に加えた額
						通信文用紙の大きさが縦258.2ミリメートル、横364ミリメートルのもの	通信文用紙の枚数が1枚のもの	22円
							通信文用紙の枚数が1枚を超え4枚までのもの	1枚を超える1枚ごとに4円の割合で算出した額を22円に加えた額

		通信文用紙の大きさが縦300.6ミリメートル、横210ミリメートルのもの	通信文用紙の枚数が1枚のもの	20円
		通信文用紙の大きさが縦330ミリメートル、横420ミリメートルのもの	通信文用紙の枚数が1枚を超え4枚までのもの	1枚を超える1枚ごとに3円の割合で算出した額を20円に加えた額
		通信文用紙の大きさが縦228.6ミリメートル、横360.7ミリメートルのもの	通信文用紙の枚数が1枚のもの	24円
			通信文用紙の枚数が1枚を超え4枚までのもの	1枚を超える1枚ごとに7円の割合で算出した額を24円に加えた額
			通信文用紙の枚数が1枚のもの	22円
			通信文用紙の枚数が1枚を超え4枚までのもの	1枚を超える1枚ごとに4円の割合で算出した額を22円に加えた額
		私製封筒を使用するもの		「当社において作製した封筒を使用するもの」欄に定める額から5円を減じた額
		印刷物を同封するもの		「当社において作製した封筒を使用するもの」欄又は「私製封筒を使用するもの」欄に定める額に1円を加えた額
		通信文用紙を折り曲げて密着するもの	当社において作製した通信文用紙を使用するもの	13円
			私製の通信文用紙を使用するもの	9円
イ 第24条(差出方法等)第1項(3)の規定により差し出されたもの	通信文用紙の大きさが日本工業規格A4のもの	黒色のみで通信文の印字又は図画の記載を行うもの	通信文用紙の枚数が1枚のもの	15円
			通信文用紙の枚数が1枚を超え8枚までのもの	1枚を超える1枚ごとに5円の割合で算出した額を15円に加えた額

			白色以外の色で通信文の印字又は図画の記載を行うもの	通信文用紙の枚数が1枚のもの	62円
			通信文用紙の枚数が1枚を超え8枚までのもの	1枚を超える1枚ごとに52円の割合で算出した額を62円に加えた額	
			通信文用紙の枚数が2枚以上のものであって、黒色のみで通信文の印字又は図画の記載を行うもの及び白色以外の色で通信文の印字又は図画の記載を行うものを含むもの	通信文用紙の枚数が2枚のもの	67円
			通信文用紙の枚数が2枚を超え8枚までのもの	2枚を超える通信文用紙について、次の区別に従いそれぞれ次に定める額を合計した額を67円に加えた額 (ア) 黒色のみで通信文の印字又は図画の記載を行うもの 1枚ごとに5円の割合で算出した額 (イ) 白色以外の色で通信文の印字又は図画の記載を行うもの 1枚ごとに52円の割合で算出した額	
(2) 第34条(取扱内容)に規定するもの			通信文用紙の枚数が1枚のもの	15円	
			通信文用紙の枚数が1枚を超えるもの	1枚を超える1枚ごとに5円の割合で算出した額を15円に加えた額	

第3表 電子内容証明郵便に関する料金

料金の区別		料金額	
電子内容証明郵便物		84円	
電子内容証明郵便物のコンピュータ発信型電子郵便料	第34条（取扱内容）に規定するもの	通信文用紙の枚数が1枚のもの	15円
		通信文用紙の枚数が1枚を超えるもの	1枚を超える1枚ごとに5円の割合で算出した額を15円に加えた額
電子内容証明料	(1)に定める額に、謄本の送付方法に応じてそれぞれ(2)に定める額を加えて得た額		
	(1) (2)に掲げるもの以外のもの	ア イに掲げるもの以外のもの	郵便物の内容である文書の謄本が1枚であるとき 382円
			郵便物の内容である文書の謄本が1枚を超えると き 1枚ごとに360円の割合で算出した額を382円に加えた額
		イ 第34条（取扱内容）第3項に規定するもの	1通はアに定める額とし、その他は1通ごとに次の額
		(ア) 郵便物の内容である文書の謄本が1枚であるとき 210円	
		(イ) 郵便物の内容である文書の謄本が1枚を超えるとき 1枚を超える1枚ごとに210円の割合で算出した額を210円に加えた額	
(2) 謄本の送付に係るもの		第34条（取扱内容）第1項(2)ウの規定に基づく送付	1通ごとに304円
		第34条（取扱内容）第4項の規定に基づく送付	1回の差出しごとに503円